

厚岸町条例第15号

厚岸町森林環境譲与税基金条例をここに公布する。

平成31年3月15日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町森林環境譲与税基金条例

(設置)

第1条 国からの森林環境譲与税を財源とし、本町における森林整備及びその促進に関する費用に充てるため、厚岸町森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(現金の管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第6条 この基金は、第1条に規定する設置目的に沿う事業の財源に充てる場合に限る、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。